



「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで、公的年金等<sup>\*1</sup>を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、12月以降は、年金等の額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。例えば、児童が1人の場合の児童扶養手当は月額41,020円(全部支給の場合)なので、年金等の月額が10,000円の場合、差額の31,020円を受給できます。

児童扶養手当を受給するには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

※1 公的年金等：遺族年金，障害年金，老齢年金，労災年金，遺族補償 など

◎新たに手当を受け取れる例

- 児童を養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- 父子家庭で、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など



◎支給開始 申請の翌月分から

※これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった人のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている人が平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。なお、平成26年12月分～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

【児童扶養手当ってどんな制度？】

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にあって児童を育成している家庭に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

◎受給資格

次の支給要件のいずれかに該当する児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人

◎支給要件

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がいの状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- その他(父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童、父または母に1年以上遺棄されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童、

父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 など)

※「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。また、心身におおむね中度以上の障がい(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障がい)がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

◎所得制限

受給資格者および同居の扶養義務者の所得制限があります。

◎支給額(月額)

- 児童1人の場合
  - 全部支給 41,020円
  - 一部支給 41,010円～9,680円
- 児童2人以上の加算額
  - 2人目 5,000円
  - 3人目以降1人につき 3,000円

◎申請窓口

こども福祉課，仮設山陽総合事務所  
市民窓口課，埴生支所

◎問い合わせ先 こども福祉課 (082)・1175